

豊川市監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、教育長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年5月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

監査結果に基づく措置通知書（教育委員会生涯学習課）

監査実施期間 平成26年 9月 8日から

豊川市監査公表第35号分

平成26年10月17日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 次の補助金の交付要綱について、補助の交付対象及び交付額が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>(1) 交付対象及び交付額が不明確なもの とよかわオープンカレッジ活動補助金</p> <p>(2) 交付額が不明確なもの</p> <p>ア P T A連絡協議会活動補助金</p> <p>イ 子ども会連絡協議会活動補助金</p> <p>ウ 校区青少年健全育成推進協議会活動補助金</p> <p>エ 青年教育活動補助金</p> <p>オ 子どもセンター活動補助金</p> <p>2 プリオ生涯学習会館の使用料を、豊川市開発ビル株式会社が徴収しているが、当該徴収事務の私人委託に係る契約及びその告示の手續がされていないため、改善されたい。</p> <p>3 自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領に、行政財産目的外使用許可で対応できる要件が規定されているが、決裁ではその要件及び根拠が示されていないため、改善されたい。</p> <p>(豊川公民館、牛久保公民館の飲料水等自動販売機)</p> <p>4 生涯学習課で取扱う公金の収納事務を、分任出納員以外の職員が取扱っているため、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う職員を分任出納員に任命されたい。</p>	<p>1 指摘のあった補助金の交付要綱について、予算額に応じ具体的な交付対象及び交付額を規定する等の改正を行い、平成27年4月1日から施行した。</p> <p>2 平成27年4月1日からの豊川市開発ビルとの委託契約仕様書に私人委託に係る契約内容を盛り込み、4月1日付けで、その告示行為を行い、改善を図った。</p> <p>3 平成27年度からの行政財産目的外使用許可事務決裁の回議用紙において、要件及び根拠を示し、改善を図った。</p> <p>4 監査後、直ちに当該職員を分任出納員に任命し、責任の所在を明確にした。</p>

(注) 上記1、4の措置状況は、平成27年2月6日現在のものである。

(注) 上記2、3の措置状況は、平成27年5月15日現在のものである。